

医政看発1225第3号  
平成27年12月25日

公益社団法人 日本助産師会会長 殿

厚生労働省医政局看護課長



助産師養成所における分べんの介助数について

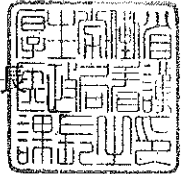
看護行政の推進については、平素よりご尽力を頂き厚く御礼申し上げます。  
標記につきまして、別添通知を各都道府県衛生部（局）長あてに発出いたしましたので、御了知下さいますようお願いいたします。



医政看発1225第2号  
平成27年12月25日

都道府県衛生部（局）長 殿

厚生労働省医政局看護課長



### 助産師養成所における分べんの介助数について

看護行政の推進については、平素よりご尽力を頂き厚く御礼申し上げます。  
助産師養成所の助産学実習における分べんの介助回数については、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）別表2に基づき、学生1人につき10回程度行わせることとしています。

この「10回程度」の解釈については、「参議院議員円より子君提出助産師に関する質問に対する答弁書」（平成17年2月1日閣議決定）等において、9回を下回る場合には「10回程度」に満たない旨お示ししましたが、「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年12月22日閣議決定）において、この旨を地方公共団体に通知することとなったことを踏まえ、この取扱いについて改めて周知するので、御了知の上、貴管内の助産師養成所への周知をお願いいたします。